

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条及び第27条の17）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
(5) 電波の型式並びに A 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間
(7) 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日 (8) 運用開始の予定期日
- ② 人工衛星局の免許を受けようとする者は、①の書類にその規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の B を併せて記載しなければならない。
- ③ 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であって総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。
- (1) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（1又は2以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）
(2) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、(1)に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
(3) 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
- ④ ③の期間は、 C を下らない範囲内で周波数ごとに定めるものとし、③の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。
- ⑤ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、③の規定は、適用しない。

A	B	C
1 希望する周波数の範囲	位置の範囲	1 月
2 周波数	位置の範囲	3 月
3 希望する周波数の範囲	公称されている位置からの主輻射の角度の幅	3 月
4 周波数	公称されている位置からの主輻射の角度の幅	1 月

A－2 次の記述は、特定無線局の免許の特例について述べたものである。電波法（第27条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち総務省令で定めるものであって、 A （以下「特定無線局」という。）を B 開設しようとする者は、その特定無線局が C 、通信の相手方、 D 並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、電波法第27条の3（特定無線局の免許の申請）から同法第27条の11（特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等）までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

A	B	C	D
1 特定機器に係る適合性の評価を同じくするもの	1 0 以上	目的	電波の型式、周波数及び空中線電力
2 適合表示無線設備のみを使用するもの	2 以上	目的	電波の型式及び周波数
3 特定機器に係る適合性の評価を同じくするもの	2 以上	通信事項	電波の型式及び周波数
4 適合表示無線設備のみを使用するもの	1 0 以上	通信事項	電波の型式、周波数及び空中線電力

A－3 次の記述は、無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条）及び電波法施行規則（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② ①の総務省令で定める免許の有効期間は、次の(1)から(6)までに掲げる無線局の種別に従い、それぞれ(1)から(6)までに定めるとおりとする。
- (1) 放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）

当該放送の目的を達成するために必要な期間
- (2) 放送試験局

2年
- (3) 放送試験衛星局

2年
- (4) 特定実験試験局

B
- (5) 実用化試験局

2年
- (6) その他の無線局

C

A	B	C
1 10年を超えない範囲内	当該周波数の使用が可能な期間	3年
2 10年を超えない範囲内	1年	5年
3 5年を超えない範囲内	1年	3年
4 5年を超えない範囲内	当該周波数の使用が可能な期間	5年

A－4 次の記述は、無線局の開設の届出等について述べたものである。電波法（第27条の31から第27条の33まで）及び電波法施行規則（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 包括登録人は、その登録に係る無線局を開設したとき（再登録を受けて当該無線局を引き続き開設するときを除く。）は、当該無線局ごとに、 A 以内で総務省令で定める期間内に、当該無線局に係る B その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 包括登録人は、①の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ 包括登録人がその登録に係る C を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。
- ④ ①の総務省令で定める期間は、 A とする。

A	B	C
1 15日	電波の型式、周波数及び空中線電力並びに移動範囲	無線局
2 30日	運用開始の期日及び無線設備の設置場所	無線局
3 15日	運用開始の期日及び無線設備の設置場所	すべての無線局
4 30日	電波の型式、周波数及び空中線電力並びに移動範囲	すべての無線局

A－5 次の記述は、送信装置について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信装置は、音声その他の周波数によって搬送波を変調する場合には、 A において B を超えない範囲に維持されるものでなければならない。
- ② アマチュア局の送信装置は、 C を有してはならない。

A	B	C
1 信号波の平均値	(±) 100パーセント	信号をデジタル化する機能
2 信号波の平均値	(±) 85パーセント	通信に秘匿性を与える機能
3 変調波の尖頭値 ^{せん}	(±) 85パーセント	信号をデジタル化する機能
4 変調波の尖頭値 ^{せん}	(±) 100パーセント	通信に秘匿性を与える機能

A－6 次の記述は、スプリアス発射、帯域外発射及び不要発射の定義並びにスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値について述べたものである。電波法施行規則（第2条）及び無線設備規則（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを A することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。
- ③ 「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。
- ④ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、無線設備規則別表第3号に定めるとおりとする。
- ⑤ 無線設備規則別表第3号において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「スプリアス発射の強度の許容値」とは、B において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。

(2) 「不要発射の強度の許容値」とは、C において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、30MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は30MHz以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。

A	B	C
1 情報の伝送に影響を与えないで低減	無変調時	変調時
2 情報の伝送に影響を与えないで低減	変調時	無変調時
3 低減	無変調時	変調時
4 低減	変調時	無変調時

A－7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第23条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 A を超える電気をいう。以下同じ。）を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は B の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- ② 送信設備の C であって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次のいずれかの場合は、この限りでない。

(1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合

(2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、D 以外の者が出入しない場所にある場合

A	B	C	D
1 750ボルト	赤色塗装された金属しゃへい体	空中線	無線従事者
2 750ボルト	接地された金属しゃへい体	空中線、給電線若しくはカウンターポイズ	無線従事者
3 900ボルト	赤色塗装された金属しゃへい体	空中線、給電線若しくはカウンターポイズ	無線設備の取扱者
4 900ボルト	接地された金属しゃへい体	空中線	無線設備の取扱者

A－8 次の記述は、測定器等の^{こうせい}較正について述べたものである。電波法（第102条の18）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であつて総務省令で定めるもの（以下「測定器等」という。）の較正は、独立行政法人 情報通信研究機構（以下「機構」という。）がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下「指定較正機関」という。）にこれを行わせることができる。
- ② 機構又は指定較正機関は、①の較正を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その測定器等に A ものとする。
- ③ 機構又は指定較正機関による較正を受けた測定器等以外の測定器等には、 B を付してはならない。
- ④ 指定較正機関は、較正を行うときは、 C を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者にその較正を行わせなければならない。

A	B	C
1 較正した旨の表示を付するとともにこれを公示する	②の表示又はこれと紛らわしい表示	十分な精度を有する測定器その他の設備
2 較正した旨の表示を付する	②の表示	十分な精度を有する測定器その他の設備
3 較正した旨の表示を付するとともにこれを公示する	②の表示	総務省令で定める測定器その他の設備
4 較正した旨の表示を付する	②の表示又はこれと紛らわしい表示	総務省令で定める測定器その他の設備

A－9 次の記述は、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の A からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の B に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 B の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。
- ③ 「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な速度及び質で情報の伝送を確保するためにじゅうぶんな占有周波数帯幅の C をいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等受信装置の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

A	B	C
1 特性周波数の基準周波数	0.5パーセント	最小値
2 特性周波数の基準周波数	1パーセント	最大値
3 割当周波数の基準周波数	0.5パーセント	最大値
4 割当周波数の基準周波数	1パーセント	最小値

A－10 次の記述は、5 4MH z 以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第5 8条の2の3）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

5 4MH z 以上の周波数の電波の無線電話又はテレメーターを使用する2以上の固定局が機能上一体となって通信系を構成する場合の無線設備は、次の(1)及び(2)に定める条件に適合するものであるものとする。ただし、無線設備規則第5 7条の2の2に規定する実数零点単側波帯変調方式の無線局及び同規則第5 7条の3の2に規定する狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備並びに総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

- (1) 送話端の送信設備の入力に8 0 0ヘルツの試験音を0デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）のレベルで加えた場合における受話端の受信設備の出力が A 以上であり、かつ、 B が標準状態において C 以上であること。ただし、1, 0 0 0MH z 以下の周波数の電波のみを使用する場合における B は、標準状態において2 0デシベル以上とする。
- (2) 常時自己の通信が良好に行われるような措置がなるべく講ぜられるとともに、他の無線局の通信に妨害を与えないような措置が講ぜられていること。

	A	B	C
1	－4 0デシベル	信号対雑音比	3 0デシベル
2	－4 0デシベル	スプリアスレスポンス	4 0デシベル
3	－5 0デシベル	スプリアスレスポンス	3 0デシベル
4	－5 0デシベル	信号対雑音比	4 0デシベル

A－11 次の記述は、伝搬障害防止区域の指定について述べたものである。電波法（第1 0 2条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A 以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次のいずれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の B 以内の区域を伝搬障害防止区域として C 。
- (1) 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- (2) 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- (3) 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信
- (4) 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
- (5) 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
- (6) 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信
- ② ①の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもって行わなければならない。
- ③ 総務大臣は、政令で定めるところにより、②の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を D の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

	A	B	C	D
1	8 9 0メガヘルツ	両側それぞれ1 0 0メートル	指定することができる	総務省及び関係地方公共団体
2	8 9 0メガヘルツ	両側それぞれ5 0メートル	指定しなければならない	総務省
3	9 5 2メガヘルツ	両側それぞれ1 0 0メートル	指定しなければならない	総務省及び関係地方公共団体
4	9 5 2メガヘルツ	両側それぞれ5 0メートル	指定することができる	総務省

A－12 次の記述は、放送局の主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、 A 総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② ①の規定により、免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から B 以内に A 総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ③ 免許人は、②の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C 以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

	A	B	C
1	無線設備の管理に関し	3箇月	3年
2	無線設備の管理に関し	6箇月	5年
3	無線設備の操作の監督に関し	3箇月	5年
4	無線設備の操作の監督に関し	6箇月	3年

A－13 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。
 - (1) 電波法第42条（免許を与えない場合）第1号に該当する者であること。
 - (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止され、その処分が終了した日から A を経過していない者であること。
 - (3) 主任無線従事者として選任される日以前 B において無線局（無線従事者の選任を要する無線局で C 以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が A に満たない者であること。

	A	B	C
1	3箇月	3年間	実験試験局
2	3箇月	5年間	アマチュア局
3	6箇月	3年間	アマチュア局
4	6箇月	5年間	実験試験局

A－14 次の記述のうち、非常通信の定義として正しいものはどれか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A－15 次の記述は、放送局の試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第139条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に A によって聴守し、 B に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。
- ② 放送局は、①の電波を発射したときは、 C を標準として、試験電波である旨及び「こちらは（外国語を使用する場合は、これに相当する語）」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称（テレビジョン放送を行う放送局は、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段をあわせて）を放送しなければならない。
- ③ 放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならない。

A	B	C
1 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数	他の無線局の通信	その電波の発射の直後及びその発射中10分ごと
2 自局の放送に係る周波数	他の無線局の通信	その電波の発射中30分ごと
3 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数	他の放送局	その電波の発射中30分ごと
4 自局の放送に係る周波数	他の放送局	その電波の発射の直後及びその発射中10分ごと

B－1 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、その型式について総務大臣の行う検定に合格したもの（総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを含む。）でなければ施設してはならないとするものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 気象援助業務の用に供する無線設備の機器
- イ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備の機器
- ウ 電気通信業務の用に供する無線設備の機器
- エ 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- オ 義務航空機局に設置する無線設備の機器

B－2 次の記述は、電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね ア ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の イ その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、①の期間の中間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を ウ するものとする。
- ⑤ 総務大臣は、③の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人又は登録人に及ぼす エ を調査することができる。
- ⑥ 総務大臣は、利用状況調査及び⑤に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人又は登録人に対し、必要な事項について オ ことができる。

- | | | | | |
|-----------|------|-------------|-------------|---------------|
| 1 報告を求める | 2 公表 | 3 調査の対象者に通知 | 4 5年 | 5 技術的及び経済的な影響 |
| 6 立入調査を行う | 7 3年 | 8 電波利用上の影響 | 9 無線設備の工事設計 | 10 無線設備の使用の態様 |

B－3 無線局の免許（包括免許を除く。）がその効力を失ったときに、免許人（包括免許人を除く。）であった者は、次のどの措置をとらなければならないか。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 遅滞なく、無線従事者の解任届を提出しなければならない。
- イ 1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- ウ 速やかに、無線検査簿を総務大臣に返納しなければならない。
- エ 速やかに、送信装置を廃棄しなければならない。
- オ 遅滞なく、空中線を撤去しなければならない。

B－4 次の記述は、時計、業務書類等の備付けについて述べたものである。電波法（第60条）及び電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。
- ② ①の規定により無線局に備え付けなければならない無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが ア であるものについては、総務大臣が別に指定する場所（登録局にあつては、登録人の住所）に備え付けておくことができる。
- ③ ②の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるもの（登録局にあつては、電波法及びこれに基づく命令の集録）については、 イ に備え付けたものを共用することができる。
- ④ ③の規定は、二以上の ウ している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第38条に規定する書類（⑤において「時計等」という。）について準用する。
- ⑤ 同一の船舶又は航空機を設置場所とする エ において当該無線局に備え付けなければならない時計等であつて総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、 オ に備え付けたものを共用することができる。
- ⑥ ②から⑤の無線局その他必要な事項は、総務大臣が別に告示する。

- | | | |
|----------------|----------------|-------------------------|
| 1 いずれかの無線局 | 2 三以上の無線局 | 3 同一設置場所の他の免許人又は登録人の無線局 |
| 4 二以上の無線局 | 5 困難であるか又は不合理 | 6 同一の免許人又は登録人に属する一の無線局 |
| 7 不可能 | 8 免許人等が無線設備を共用 | 9 他の無線局 |
| 10 無線局が無線設備を共用 | | |

B－5 次の記述は、時計の照合及び周波数の測定について述べたものである。無線局運用規則（第3条及び第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の時計は、その時刻を毎日1回以上 ア に照合しておかななければならない。
- ② 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により周波数測定装置を備え付けた無線局は、 イ 自局の ウ （電波法第31条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることになっている無線局であるときは、それらの周波数を含む。）を測定しなければならない。
- ③ 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた電波法31条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得る無線局は、その周波数測定装置により、 イ 当該送信設備の ウ を測定しなければならない。
- ④ ②又は③の測定の結果、その偏差が許容値を超えるときは、直ちに エ 。
- ⑤ ②及び③の無線局は、その周波数測定装置を オ 電波法第31条に規定する確度を保つように較正しておかななければならない。

- | | | |
|---------------------------|----------------|-----------------------|
| 1 できる限りしばしば | 2 協定世界時 | 3 電波の発射を停止しなければならない |
| 4 毎月1回以上 | 5 発射する電波の周波数 | 6 調整して許容値内に保たなければならない |
| 7 1週間に1回以上 | 8 中央標準時又は協定世界時 | 9 常時 |
| 10 発射する電波の周波数その他必要と認める周波数 | | |